

自振定期積金規定

1. (掛金の払込み)

自振定期積金（以下「この積金」といいます。）は以下の各号により、契約者ご本人名義の掛込支払指定口座（以下「指定口座」といいます。）からの口座振替（僚店扱い不可）による払込みとします。

- (1) 払込みは、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、申込時に設定した払込日に指定口座から自動的に引落します。
- (2) 払込日に指定口座の資金残高が払込み金額に満たない場合には、払込日の翌日以降に、指定口座からの口座振替により払込みを行います。
- (3) 同日に他に自動振替が複数あり、指定口座の資金残高がそのすべての引落とし金額に満たない場合には、そのいずれを引落しするかは当金庫の任意とします。

2. (証書および通帳の不発行)

この積金は、証書および通帳を発行しません。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、約定年利回（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます。

また、3回以上の掛込遅延が生じた場合、満期日時点で掛込が完了していない場合は当方で中途解約処理を行い、掛込額を指定口座へ入金されるものとします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第8条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第8条第3項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日まで

の期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A 初回払込日から解約日までの期間が1年未満のもの
解約日における普通預金利率

B 初回払込日から解約日までの期間が1年以上のもの
約定年利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

④ この計算の単位は1円とします。

7.（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8.（解約）

(1) この積金を中途解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当金庫に提出してください。

(2) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他本号AからEに準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損

し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他本号AからDに準ずる行為

- (4) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (満期自動解約処理)

前条第1項の規定にかかわらず、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までに、この積金のすべての掛金の払込みが完了していた場合にかぎり、次のとおり取扱います。

- (1) この積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額について、指定口座へ入金されるものとします。
- (2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動解約され、掛込残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額（税引後）について、掛込支払指定の口座へ入金されるものとします。

10. (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの積金の給付契約金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段に事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

13. (譲渡、質入れの禁止)

この積金は譲渡、質入れをすることはできません。

14. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。但し、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと。
- (2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (3) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと・当金庫ウェブサイトに掲げる注意コードの設定・解除
- (4) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - ① 当金庫名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - ② この預金の種別
 - ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ④ この預金の名義人の氏名または名称
 - ⑤ この預金の元本の額
- (5) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合／他の預金に係る最終異動日等

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および適用開始日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(伊達信用金庫) 2024. 07. 01